

外国年金受給者の生存証明手続の
円滑化に関する調査

結 果 報 告 書

令和 7 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、海外に3か月以上在留する日本人（永住者を除く。）は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年は89万1,473人で、20年前の約1.7倍（令和6年は71万2,713人）となっている。また、海外進出日系企業拠点数は、令和5年は8万1,969か所で5年前と比べて約6%増加しており、海外派遣等により外国で就労する日本人は増加傾向にあるとみられる。

このため、外国で就労するなどして外国の公的年金（以下「外国年金」という。）に加入し、日本に帰国後、外国年金を受給する日本人も増加していると考えられる。

外国年金の受給者は、外国の法令等に基づき、生存していることを証明する手続（以下「生存証明手続」という。）を定期的に行うことが求められているところ、当省の行政相談には、日本人の受給者から「市区町村に生存証明書の認証をしてもらえなかった。以前居住していた市区町村では認証してもらえたのにおかしい。」「遠方にある大使館まで出向かなければならず負担が大きい。」といった声が寄せられている。また、市区町村からは「外国語で書かれた生存証明書は分かりにくく、翻訳の負担も大きい。」といった意見も聴かれるものの、その実態は必ずしも明らかとなっていない。

このような状況を踏まえ、本調査は、外国年金ごとの生存証明手続の実態や市区町村における生存証明書の取扱状況等を調査し、日本国内に在住する日本人の外国年金の受給者及び市区町村の負担軽減を図ることを目的として実施したものである。

目 次

第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	3
1 制度の概要	3
(1) 外国で就労した場合の年金制度	3
(2) 外国年金に関連する日本の法制度	5
2 調査結果	6
(1) 回答が得られた国と調査結果の整理の考え方	6
(2) 回答があった 20 か国における生存証明手続	6
(3) 市区町村における生存証明書の認証の取扱い	9
(4) 国内機関による取組等	15
3 まとめ	17
(1) 外国年金の生存証明手続に関する外国年金運営機関との協議	17
(2) 外国年金の生存証明書に係る情報提供	18
(3) 市区町村が行う外国年金受給者の生存証明事務についての見解	18
資料編	20

